教育管理
總覽

教育管理
総　覧

編集　文部省教育管理研究会

追録第3号

教育開発研究所

加除整理の方法

この追録は原本（台本）を補正するものです。次の要領で確実に加除整理してください。

1．追録の加除は、追録第3号加除表にしたがって、「除くページ」を原本からとり除き、次に、「加えるページ」を追録からとり出して原本に加えてください。

2．追録から原本へ加える際、その前後のページの続きを確認してください。

3．原本から除いた分は、加除表とともに保存しておきますと、加除の正否、法令等の改廃の経緯を調べるのに便利です。

4．追録の新たに「加えるページ」のページ（ノンブル）表示は、次の要領でなされています。

〈例〉　原本の《756》頁の後に追加される場合の最初のページ（ノンブル）表示
→《756・2》

5．追加ページ、差換ページのノンブル表示中にある（84）〔例《756・2（84）　185（84）〕は1984年の84を意味し、昭和59年度版（1984年度）において追加あるいは差換えされたものであることを表示しています。

6．今年版には新しい背表紙を添付致しましたので，お手持ちのものと交換してください。

まえがき

(一) わが国は、戦後三〇余年を経て、国民の九割が中流意識をもち、経済的にも富み、子どもの教育に熱心であり、その結果、高校に九割以上、大学に四割近くの青少年が進学し、世界に例をみない教育大国となった。

文部行政も、また、教育条件の整備に全力をあげてきた。その結果、学校はいかなる僻陬の地にあってもその地で最上級の建物となり、近代的な教育機器も備えつけられている。

一学級の子どもの数も数次の改善計画により漸減し、昭和五五年度から四〇人学級政策が発足した。九〇万人に及ぶ公立学校教員の給与はいわゆる人材確保法を軸として格段に改善され、最近は大学卒業者にとって教職は最も人気の高い職業の一つとなった。

しかしながら、この状況下における学校教育は果たしてどうであろうか。そこに学ぶ青少年の学習への意欲や学問に対する情熱はどうであろうか。教員の教育への情熱や使命感はどうであろうか。また、教育の結実としての学習到達度はどうであろうか。最近瀕発する校内暴力は、学校教育の本質的機能の破壊でなくて何であろうか。

社会が豊かになり学校教育の条件が完備された中で起っているこれらの問題は、わが国にとって、かつて経験したことのない困難な課題—豊かな社会における学校教育の在り方—につながっ

ている。

(二) この問題を解決するための方策の一つとして、教育課程の抜本的な改善が行われ、ゆとりある充実した学校教育をめざして、その定着が図られている。この新しい教育課程の成否は、わが国の教育の未来を占うのみならず、同じく豊かな社会における教育の在り方をめぐって苦悩しつつある欧米諸国にも、大きな示唆を与えるであろう。

このような大きな転換期に当って、わが国の教育界も、これまでの対立と確執の時期から、協調と連帯の時期に入らなければならない。学校内の動向としてみれば、かつての法規論争時代から、教育論争時代へと転換することである。教育の本質、教育の内容に関する論争は、いかに盛んになってもよい。これこそ、我々が待望した教育界の姿であるからである。

しかしながら、このことは、法規を離れて自由に教育を実施するとか、法秩序による学校経営を軽視して教師が個々に信念に従って行動するということではない。

現代の学校は、公教育の一環を形成するものであり、国家公共の利益に深くかかわっている。しかも、戦後、教育法規の法律主義によって、教育を規律する法規は、広汎な分野にわたり多様な形式で施行されている。このほかに、学校という教育組織体が、長い年月をかけて積み重ねてきた慣習法あるいは経験則ともいうべきものが数多くある。学校は、これらの法規、広い意味でのルールに従って運営されることによって、調和ある存在として機能しているのである。

(三) 我々は、このような基本的認識を前提としつつ、今後の学校が新教育課程の実践を中心とし

此为试读,需要完整PDF请访问: www.ertongbook.com

て教育を展開していくであろうことを希求し、学校の最も本質的な機能である教育活動とそれを効果的に営むための組織や運営の合理的なあり方を探究すること、これを「教育管理」という語で規定し、今後の学校経営の前提となるべき教育管理上の諸ルールを解明することに努めてきた。

(四) このたび、「教育管理総覧」というかたちで、我々のこれまでの研究成果をまとめることとしたのは、わが国の全体情況下において、今日ほど、教育管理の重要性が高まり、学校における教育活動の効果ある運営が望まれる時はないと信ずるからである。

教育管理上の諸ルールは、現行の成文法規の体系的整理とその解釈運用を中心とし、教育指導上の指導原理や方針にまで及んでいるが、これらは、校長、教頭や担当者が精通していればそれで済むというものではない。学校の構成員の一人ひとりが、組織の一員としての自覚をもち、教育管理上の諸ルールについての理解と認識を共有するということが必要なのである。

校内暴力の問題一つをとっても、公教育の本質的意義、義務教育の趣旨から、教諭の職務、営造物の利用関係、懲戒権、刑法法規、警察行政、教育委員会の権限、出席停止措置、校長を中心とした校内体制、生徒指導組織というようなレベルまで、さまざまのルールがあり、これらが学校の教職員の全体の血肉となっていて、はじめて、適切な対応が可能となるというものであろう。

このような教育管理の在り方を目標として、できるだけ、現下の状況を念頭におきつつ、学校

現場における理論と実際に役立つように配慮した。

(五) この「教育管理総覧」の特長は次のとおりである。

(1)教育管理の体系に即して事項をまとめ、各事項では、「標題」でまづ大略の問題を提示し、ついで「質問」の形式で具体的に問題点を明らかにした。この場合も、できるだけ現場に近い発想をとり入れて分り易いものとするように努めた。

(2)解説は、責任を明らかにする意味で個人の名を付し、表現は「ます」調で統一して分り易く書くことに努めている。また、小見出しをつけ、判例、行政実例を頭註して検索の便を図った。

(3)最も特長としかつ苦心したところは、一項目すべて二頁以内に収めることを原則としたことである。しかも奇数と偶数の頁、つまり一枚で必要な事項がすべて収まり、必要なときにはこれを抜き出して持ってゆけば用が足りるようになっている。

(4)さらに教育管理に関連の深い行政実例と判例の主要部分を解説として掲げ、別に編集した。

(5)最後に、これを、加除式という形式で編集したのは、今後の学校教育の動向を勘案して、教育管理上必要なテーマを適時追加していくこと、今後、我々の研究の不十分な点を補いあるいは改めることが可能な方法としてこの弾力的な様式が最も適合していると考えたからである。

この意味で、この総覧は、類書にみられない特長を具え、きめ細かな工夫と配慮が加えられており、現下の学校現場の要請に必らずや適合するものと信ずる。

(六) この総覧編集の核となったのは、文部省教育管理研究会の主要メンバーで、熱海則夫、阿部

憲司、伊藤博之、小原孜郎、小林孝男、垂木祐三、田中壮一郎、遠山孝平、山田勝兵の諸氏である。その後、新たに、糟谷正彦、梶野慎一、斎藤浩、佐賀啓男、鴫野英彦、霜鳥秋則、瀬戸真、高橋誠、田原昭之、辻健介、野崎弘、御手洗康、六車正章、山下博司の諸氏に加わってもらい、充実を期した。なお、追録の内容によって加わるメンバーが増えることがある。

(七) この総覧は、「教職研修」百号記念として計画され、昭和五五年二月初版を世に送ったが、幸いに教育関係者の支持をえて追録の要望も多く、昭和五六年及び昭和五七年には、定年制の導入や週休制の問題等公務員の身分や勤務条件について基本的変革をもたらすものを含め相当部分を補充し、さらに昭和五八年には校内暴力の問題、少年非行の問題、道徳教育、習熟度別学級編成、出席停止の措置などの項目を新たに加えて、現下の学校現場の要請に適切に応えるべく努めている。

(八) この「教育管理総覧」が、学校現場をはじめ広く教育関係者に活用されて、学校において秩序の安定した教育管理が行われ、生き生きとした豊かな教育活動が展開されることを心から願うものである。

昭和五八年一二月

文部省教育管理研究会代表

鈴木　勲

追録について

『教育管理総覧』が『教職研修』百号記念として計画されたときに、編集に当たってわれわれが最も憂慮したのは、学校現場の切実な問題意識に十分応えられるかどうかという点であった。『教職研修』誌上に連載されたものは、それなりに時事的な新しい問題をとりあげてはいるが、掲載の年代が古いものは、その意味を失っているものもあるし、また、今、学校で疑問に思っているような問題が必ずしもとりあげられていないということもあろう。

編集会議では、各委員の担当の分野はもとより、それらをこえて全体的な視点から何度も見直しを行った。その苦心の結果が、初版においてともかくも実現したものである。

その後、読者のご要望やご意見が相ついで寄せられ、これらを基にして、追録についての編集会議を重ねた。定年制の導入とか、いわゆる週休制の導入のごとく、公務員の身分や勤務条件について基本的な変革をもたらすものは、当然とりあげなければならないが、その他にも、初版では必ずしも十分でなかった諸点について追加することとした。加除式という方式には、「除」の部分も当然あるべきだが、検討してみると、結局は、追加の部分が多くなってしまった。年を重ねるごとに、この傾向は累積されることと思われるが、われわれは、『総覧』が余りにも厚くなって

は、いつでも手軽に相談に応ずるという『総覧』の目的にそぐわなくなることを恐れるものである。追加の項目は厳選し、「除」の部分もぬき出して、スマートな『総覧』とすることに心掛けたいと思っているので、読者諸賢のご意見ご要望を今後ともお願いし、あい協力して、親しまれる『総覧』を育てたいものと考えている。

昭和五六年十一月

文部省教育管理研究会代表　鈴木　勲

凡例

＊本書は教育管理に関わる課題を、教育理念と教育制度、教育委員会と学校、学校の組織・運営、児童・生徒、教育内容・方法、生徒指導・進路指導、学校保健・安全・給食、教職員、施設・設備、教育財政の十章で構成し、「資料」として、判例・行政実例を併せ収録した。

＊本書は、各主題ごとに〔問〕と〔答〕による設問・回答形式で構成し、同時に表現については、できるだけ簡易平明を旨とし、読者の理解の便を図った。

＊本文中に「上欄」を設け、各々の主題に係る「関連法令」名と条項、「判決」裁判所と判決期日、「行政実例」の回答者と件名・期日を、それぞれ掲げた。

なお「上欄」中の「行政実例」の回答者名については、文部省については、省名（局名）を省略または略称し、他省庁のものについては、これを補った。

＊右「上欄」に掲げた「判決」「行政実例」で、これを「資料」に収録したものについては、次のごとく、参照頁を表示することにより、検索の便を図った。

たとえば

㊥――二三四

㊧――五四三

とあるのは、㊥は判例、㊧は行政実例を、それぞれ表し、数字は、当該判例、行政実例を収録した「資料」の参照頁（収録頁）を表す。

＊「資料」はこれを「判例篇」「行政実例篇」の二つに分けて収載した。なお「行政実例篇」については、単に行政実例のみでなく、通達、通知、法制意見等も併せ収録し、これを便宜上、「行政実例篇」としてまとめた。

＊行政実例篇の件名（見出し）の上に付した略号、㊥㊦、㊧、㊨はそれぞれ次のものを表す。

㊥→通達

㊦→通知

㊧→行政実例

㊨→法制意見

なお、本略号については、本書第一章～第十章の「上欄」中においても、これを用いた。

＊「行政実例篇」の〈照会・回答〉文中にある〔　〕は編者において補ったものである。

＊本書で使用した法令の略称は別掲（7～8頁）の通りである。

＊本書で引用した法令の、条、項、号について、これ

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

らを略号で表す場合は、それぞれ漢数字、アラビア数字、ギリシヤ数字で示した。

〈例〉

五 ② Ⅲ ⟶ 第五条第二項第三号

五の二① ⟶ 第五条の二第一項

法令の略称（五十音順）

育児休業法　義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律

学教法　学校教育法

学校安全会法　日本学校安全会法

危険建物改築法　公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法

給与負担法　市町村立学校職員給与負担法

給与法　一般職の職員の給与に関する法律

教育費負担法　義務教育費国庫負担法

教科書発行法　教科書の発行に関する臨時措置法

教科書無償措置法　義務教育諸学校における教科用図書の無償措置に関する法律

教基法　教育基本法

教特法　教育公務員特例法

憲法　日本国憲法

高校基準　高等学校設置基準

高校標準法　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

公選法　公職選挙法

国設法　国立学校設置法

国組法　国家行政組織法

国賠法　国家賠償法

国公法　国家公務員法

災害復旧費負担法　公立学校施設災害復旧費国庫負担法

産休法　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律

産振法　産業教育振興法

私学法　私立学校法

施設費負担法　義務教育諸学校施設費国庫負担法

就学奨励法	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
人　規	人事院規則
人確法	学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法
地教行法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
地公法	地方公務員法
地自法	地方自治法
中立確保法	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
独禁法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
特別措置法	国立及び公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法
標準法	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
文設法	文部省設置法
へき振法	へき地教育振興法
免許法	教育職員免許法
盲学校等就学奨励法	盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校への就学奨励に関する法律
養護学校整備法	公立養護学校整備特別措置法
労基法	労働基準法
労組法	労働組合法
労調法	労働関係調整法
＊	＊
施　令	〔その法律に基づく「施行令」〕
施　規	〔その法律・母法の「施行規則」またはその省令自体〕

文部省教育管理研究会

代表　文化庁長官　**鈴　木　　勲**

〔執筆者〕（50音順）

熱海　則夫	文部省初等中等教育局小学校教育課課長
阿部　憲司	文部省初等中等教育局職業教育課長
伊藤　博之	福岡県教育委員会管理部長
小原　孜郎	新潟大学学生部次長
梶野　慎一	総理府人事局参事官補
糟谷　正彦	文部省大学局教職員養成課長
小林　孝男	岐阜県教育委員会管理部長
斎藤　　浩	千葉県教育委員会文化課長
佐賀　啓男	文部省社会教育局視聴覚教育課専門職員
鴫野　英彦	文部省管理局私学振興課課長補佐
霜鳥　秋則	文部省学術国際局企画連絡課専門員
瀬戸　　真	文部省初等中等教育局教科調査官
高橋　　誠	文部省初等中等教育局職業教育課企画調査係長
田中壮一郎	文部省初等中等教育局体育課課長補佐
田原　昭之	文部省大臣官房企画官
垂木　祐三	文化庁庶務課長
辻　　健介	文部省初等中等教育局特殊教育課庶務係長
遠山　耕平	文部省大学局技術教育課長
野崎　　弘	文部省初等中等教育局地方課長
御手洗　康	文部省総務課審議班主査
六車　正章	岐阜県教育委員会学校指導課長
山下　博司	総理府日本学術会議学術課長
山田　勝兵	文部省初等中等教育局特殊教育課長

〔追加執筆者〕（順不同）

高野　尚好	文部省初等中等教育局教科調査官
矢加部英敏	九州大学国際主幹
素川　富司	香川県教育委員会義務教育課長
玉井日出夫	北海道教育委員会企画調査課長
辰野　裕一	文部省管理局企画調整課法人係長
工藤　祥雅	高知医科大学学生課長
銭谷　真美	文部省大臣官房人事課課長補佐
相場　　宏	文部省初等中等教育局高校教育課指導係長
中西　　統	文部省社会教育局婦人教育課課長補佐
金森　越哉	徳島県教育委員会管理課長
徳永　　保	三重県教育委員会指導課長
渡辺　一雄	文部省体育局学校給食課係長
大内　　剛	文部省体育局学校保健課係長
廣瀬　　寛	文部省小学校教育課小学校教育係長
広瀬　雅哉	文部省小学校教育課指導係
鬼沢　佳弘	文部省高等学校教育課指導係
山中　伸一	文部省学術国際局企画連絡課専門職員
西　　保国	長崎県教育委員会体育保健課長
土居　　正	福島県教育委員会社会教育課長
徳久　治彦	文部省管理局企画調整課

総目次

		細目次ページ	本文ページ
第一章	教育理念と教育制度	一五	一
第二章	教育委員会と学校	一九	二三
第三章	学校の組織・運営	二七	八七
第四章	児童・生徒	三四	一三三
第五章	教育内容・方法	四六	二四三

第六章　生徒指導・進路指導……六二……三七
第七章　学校保健・安全・給食……六六……四〇七
第八章　教職員……七四……四八一
第九章　施設・設備……九五……六四九
第十章　教育財政……九七……六八一
〈資料〉　資料ページ
判例篇……一
行政実例篇……一三

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com